平成２２年（フ）第８９号
大分市大在北１丁目５番15号
破産者　小野　　淳
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８４号
北海道枝幸郡枝幸町北浜町1122番地１
破産者　神成　武彦
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７６号
青森市大字野尻字今田91番地２　第２サンハイツ青森501号
破産者　芦沢　吉朗
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
盛岡市西仙北２丁目５番11号　シャトルコガネ203号、申立時の住所盛岡市上田堤１丁目12番28号
破産者　関畑　正昭
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９９号
岩手県宮古市田の神１丁目４番12号
破産者　吉田　　亨
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７６号
宮城県柴田郡大河原町金ケ瀬字土手下40番地
破産者　横山　政弘
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３３号
長野県佐久市猿久保155番地、住民票上の住所長野県上田市下之条804番地44　プランドール103号
破産者　石井　知朗
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３４５号
静岡県伊東市瓶山２丁目７番11号
破産者　稲葉さち子
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
静岡県伊東市鎌田190番地の１　ヴィラフェリア伊東206、前住所静岡県伊東市岡23番地の１　ファミール和泉101号
破産者　稲葉　佳史
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
静岡県浜松市中区寺島町17番地　フレクション浜松416号、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目20番28号　サンシャイン丸松105号
破産者　岡本　　毅
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
静岡県磐田市見付4187番地38
破産者　内山とし子
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
滋賀県甲賀市水口町中邸２番34－５号、前住所滋賀県甲賀市水口町水口580番地８
破産者　林田建築こと　林田　恵司
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８６号
滋賀県草津市矢橋町105番地１　カーサ・ソラッツオ302号、前住所滋賀県草津市西草津２丁目１番６号
破産者　森　　智
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１５号
京都市右京区西院東今田町45　プレジール西院501号、住民票上の住所京都市右京区西院西今田町４番地
破産者　近畿フォークリフト工業所こと　丸本　亨
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
鳥取県鳥取市滝山416番地13、旧住所鳥取県鳥取市滝山422番地６　雇用促進住宅４―105
破産者　森下　御郷
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１号
広島県呉市広長浜４丁目４番10号
破産者　折見　将治
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１６１号
高知市桟橋通６丁目９番５―1203号　アプリア桟橋
破産者　川村　基宏
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８８号
長崎県長崎市小峰町11番７―204号
破産者　十時　一雄
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係